

亀山市告示第178号

亀山市不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年10月20日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市不妊治療費助成金交付要綱（平成17年10月24日亀山市告示第199号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第7条」を「第8条」に改める。

第5条第1項中「第7条」を「第8条」に改め、同条第3項中「助成の対象となる不妊治療を終えた日の属する年度に係る亀山市特定不妊治療費助成金交付要綱（平成26年亀山市告示第119号）の規定による助成金の交付を受けた者」を「次の各号に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 助成の対象となる不妊治療を終えた日の属する年度に係る亀山市特定不妊治療費助成金交付要綱（平成26年亀山市告示第119号）の規定による助成金の交付を受けた者
- (2) 新規に不妊治療の助成を受けようとする場合において、治療期間の初日における妻の年齢が43歳以上である者

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第1項中「不妊治療を終えた日から当該日の属する年度の翌年度の末日」を「不妊治療を終えた日の属する年度の末日（不妊治療を終えた日が2月1日から3月31日までである場合は、当該不妊治療を終えた日から起算して60日を経過する日）」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（所得要件等）

第 6 条 助成金は、夫及び妻の前年（ 1 月から 5 月までの申請については前々年 ）の所得の合計額が 7 3 0 万円未満であるときに交付する。

2 前項の所得の範囲については、児童手当法施行令（昭和 4 6 年政令第 2 8 1 号。以下この条において「令」という。）第 2 条を準用する。

3 第 1 項の所得の額の計算方法については、令第 3 条を準用する。

#### 附 則

この告示は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 8 年 4 月 1 日以降に不妊治療を終えた者に係る平成 2 8 年度分の助成金の交付から適用する。